



## \* 住宅用地に対する課税標準の特例制度【資産税課】

固定資産税の課税において、住宅用地は、その税負担を軽減することを目的として、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

### 【小規模住宅用地】

- 200 m<sup>2</sup>以下の住宅用地（200 m<sup>2</sup>を超える場合は住宅1戸あたり200 m<sup>2</sup>までの部分）を小規模住宅用地とします。
- 小規模住宅用地の課税標準額については、**価格の1/6の額**とする特例措置があります。

### 【一般住宅用地】

- 小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地とします。例えば、300 m<sup>2</sup>の住宅用地（1戸建住宅の敷地）であれば、200 m<sup>2</sup>分が小規模住宅用地で、残りの100 m<sup>2</sup>分が一般住宅用地となります。
- 一般住宅用地の課税標準額については、**価格の1/3の額**とする特例措置があります。

### 【住宅用地範囲】

- 住宅用地には、以下の2つがあります。
- ①専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地…その土地の全部（ただし家屋の床面積の10倍まで）
- ②併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地…その土地の面積（ただし家屋の床面積の10倍まで）に一定の率（下表）を乗じて得た面積に相当する土地

No.	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
ロ	併用住宅	1/4以上1/2未満	0.5
		1/2以上	1.0

## \* 相続登記の申請義務化について【法務局】

令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されました。これは、令和6年4月1日より前に発生した相続についても対象となり、法務局への申請が必要となります。

詳しくは、[さいたま地方法務局ホームページ](https://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/)をご覧ください。

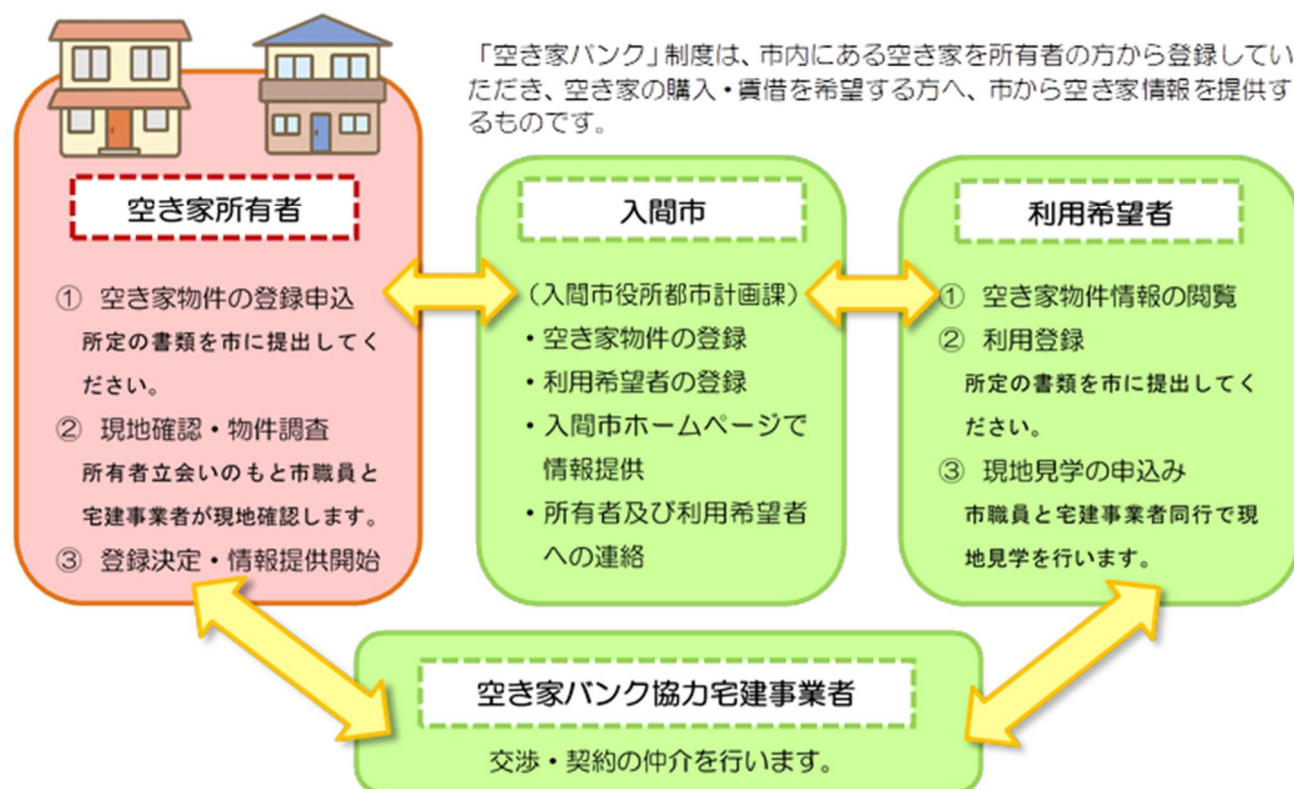
(<https://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/>)



## 空き物件をお持ちの皆さまへ



使っていない“空き家”を「空き家バンク」に登録しませんか？



## 空き家を適正に管理しましょう



近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行などにより、全国的に空き家が増加しています。その中でも、適正に管理されず放置された空き家は、防災、環境、衛生、景観等の面において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす等、大きな社会問題となっています。

市民の安心で安全な暮らしの実現のため、空き家の適正管理をお願いいたします。

また、空き家になってしまう大きな原因は相続時に発生します。お住まいの物件が空き家にならないよう、相続に対する準備も併せてお願いいたします。

「入間市空き家バンク」・「空き家」についてのお問い合わせ

入間市役所 都市計画課 TEL04-2964-1111 (代表) 内線 3314

入間市ホームページもご覧ください！

入間市 空き家対策

検索



## 納付方法のご紹介 (市ホームページは右記QRから)



### 口座振替納付

市税のご納付には、預貯金口座から自動的に振替納付することができる便利な口座振替を推奨しています。納税通知書に同封している口座振替依頼書（ハガキ）をご利用いただければ、郵送で申し込むことも可能です。

対象の取扱金融機関や口座振替の申し込み方法は入間市公式ホームページをご参照ください。

※ゆうちょ銀行をご希望の方は郵便局指定の「自動払込利用申込書」を送付しますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

**スマートフォン決済** 下記のアプリをダウンロードしてご利用ください。



FamiPay、PayB、楽天銀行コンビニ支払サービス、PayPay、auPAY、d払い です。

※操作方法等については、市ホームページをご確認ください。

※アプリによって支払限度額が異なります。詳しくは各決済会社へご確認ください。

### ペイジー納付



ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金等を、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから納めることができるサービスです。

※ペイジー取り扱い金融機関は入間市公式ホームページをご参照ください。

※ご利用可能なATMには「Pay-easy マーク」が表示されています。

※インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の場合は事前に金融機関との契約が必要です。

### 共通納税(地方税お支払いサイト)



地方税共通納税システム（eLTAX）の「地方税お支払サイト」にアクセスして、納付書に印字されている「eL-QR」（二次元コード）をスマートフォン等で読み取り、納付することができます。

※クレジットカード決済（手数料が発生します）をする方は、こちらの方法で手続きをしてください。

※詳しくは地方税共同機構ホームページをご覧ください。 **「地方税お支払サイト」はこちらから→**



### 共通の注意点

※領収書は入間市から発行されません。

※納税証明書をお急ぎで必要な方（特に軽自動車税の車検用）は、納付書裏面に記載の納付窓口で納付をお願いいたします。

また、納税証明書請求時には入間市役所収税課に領収証書を持参してください。